

# ★ 佐呂間町新庁舎建設基本構想【概要版】 ★

## 新庁舎建設にあたっての考え方

新庁舎建設にあたっての考え方について、現在の庁舎は、昭和40年に役場、商工会、森林組合、農業改良普及所の合同庁舎として建設され、昭和44年には、現庁舎の西側部分となります産業会館・消防庁舎が増設されました。その後、住民サービスの向上、電算化等による事務の効率化を図るため、外壁や内部の大規模改修を実施していますが、本体構造は、庁舎中央及び西側が築年数50年以上、東側は30年以上経過しており、また、平成29年の診断調査において「大きな地震が発生した際に倒壊する危険性が高い」と診断されましたが、地震の発生が少ない地域性を考慮するとともに町民のみなさんの生活に直結する事業を最優先し、庁舎の耐震補強・建替は見送ってきました。

しかし、行政運営の中核を担う庁舎は、町民のみなさんをはじめ、利用するすべてのの方々の安全の確保が最優先であると考え、現庁舎における問題の解決を図り、より良い行政サービスの提供と利用されるの方々のニーズに対応するため、今般、新庁舎の建設が必要不可欠との判断に至りました。



## 新庁舎建設の建設方針・基本的な機能

★めざす方向① 町民にやさしく親しまれる庁舎  
子どもからお年寄りまで誰もが利用しやすい空間を設け、ユニバーサルデザインを考慮した町民が気軽に立ち寄ることができる庁舎の建設をめざします。

- 基本コンセプト  
利用者の目線に立った優しい庁舎
- ▼基本的な機能
  - ・ユニバーサルデザインの導入
  - ・利用者のプライバシーの確保
  - ・利用者の動線に配慮した窓口の設置

★めざす方向② 町民の安全・安心を支える庁舎  
地震や台風、洪水などの自然災害の発生に備え、防災拠点施設としての機能を有するとともに、耐震性や耐火性に優れた強固な庁舎の建設をめざします。

- 基本コンセプト  
防災機能を備えた安全・安心な庁舎
- ▼基本的な機能
  - ・耐震機能の整備
  - ・防災機能の整備
  - ・一時避難場所としての機能の確保

### ★新庁舎建設の基本理念

すべての町民に開かれた「安全・安心」「協働」「環境」を重視した『すべての人にやさしいまちづくりの拠点』

★めざす方向⑤ 町民が誇りを持てる庁舎  
まちのシンボリックな存在として、「佐呂間らしさ」を表現した、町民が誇れる庁舎の建設をめざします。

- 基本コンセプト  
佐呂間らしさを表現した庁舎
- ▼基本的な機能
  - ・周辺環境への配慮

★めざす方向③ まちづくりと連携した庁舎  
他の公共施設や町民の生活と連携した活力あるまちづくりの形成に寄与する庁舎の建設をめざします。

- 基本コンセプト  
機能的で利便性に優れた庁舎
- ▼基本的な機能
  - ・利便性の高い窓口業務の確保
  - ・待合・執務スペースの確保
  - ・メンテナンスの確保

★めざす方向④ 環境に配慮した庁舎  
脱炭素社会の実現に寄与するための環境への配慮と、省エネルギー技術の導入により、経済性に優れた庁舎の建設をめざします。

- 基本コンセプト  
経済性の高い持続可能な庁舎
- ▼基本的な機能
  - ・再生可能エネルギーの活用
  - ・省エネルギー技術の導入



## 新庁舎の規模

**新庁舎の規模**は、将来的な人口\*（令和7年4,302人）、職員数（100人）及び議員数（10人）を勘案し、空室状態となるスペースをできる限り少なくするなど、無駄のないコンパクトな規模とします。

面積の算定に当たっては、新庁舎建設の際に多くの自治体において用いられている「新営一般庁舎面積算定基準（国土交通省）」及び「地方債同意等基準運用要綱（総務省）」を参考とし、今後、必要なスペースや機能等を精査しながら、令和6年度中の完成を目指す「新庁舎建設基本設計」において、お示しすることとします。

（※将来人口は、国立社会保障人口問題研究所による推計）

- ◎参考 現庁舎の面積：2,446.28㎡
- 新営一般庁舎面積算定基準による面積：2,526.62㎡
- 地方債同意等基準運用要綱による面積：2,603.59㎡



現在の役場庁舎



## 新庁舎の位置

**新庁舎建設候補地の選定**にあたっては、他の町有地や新たな用地の購入を検討しましたが、町民の利便性をはじめ、災害の影響を受けにくい場所、用地の確保、更には「事務所の位置を定め又はこれを変更するにあたって、住民の利用に最も便利であるよう、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。」とする地方自治法の規定を踏まえ、次のとおり考察します。

### ①町民の利便性に対する考察

市街地中心部で、医療機関、金融機関、バスターミナルとの距離が近く、来客及び職員の駐車スペースが確保できること。

### ②災害への影響に対する考察

災害発生時において、対策本部としての機能を確保できること。

### ③事業費の縮減に対する考察

現庁舎立地箇所での新築の場合、仮庁舎の建設が必要となるため、現庁舎に隣接する町有地での建設により事業費の縮減が図られること。

以上3つの考察から、現庁舎の東側に隣接する「**役場駐車場**」での建設が最適であると判断します。



## 新庁舎建設費の考え方

**新庁舎の建設費用**については、庁舎建設に対する国や道の補助事業はありません。また、町の借金であります町債についても、償還費用が補填される有利なメニューがないことから、全額を町の持ち出しとせざるを得ない状況にあります。このため財源については、これまで蓄えてきた基金などの取り崩しにより費用を捻出するとともに、町民生活や行政運営の拠点としての役割を担う庁舎建設には、現役世代のみの負担ではなく、将来世代への負担もお願いしなければなりません。



## 新庁舎建設のスケジュール

**新庁舎建設のスケジュール**については、基本設計や実施設計の進捗状況により変動しますが、概ね次のスケジュールを見込み、令和9年度中（2027年3月まで）の完成を目指します。

令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
基本構想策定	事業手法選定	基本設計準備	基本設計
			実施設計
令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)
実施設計	建設工事・外構工事		解体工事・供用開始



## 新庁舎建設に向けた検討事項

**新庁舎建設に向けた検討事項**として、駐車場スペース及び公用車車庫スペースなどを精査しながら、適正な新庁舎の規模を検討するとともに、様々な事業手法、発注方式のメリット・デメリットを踏まえ、最善の方式を採用するため、議会・自治会連合会・町内経済団体等からの推薦及び公募により、町長が任命した「新庁舎建設検討審議会」及び町職員で構成する「庁舎建設庁内検討委員会」において協議、審議を行い、町民のみなさんへ情報を提供しながら『すべての人にやさしいまちづくりの拠点』となるよう検討を進めてまいります。